

中小企業者のための

## 新潟市研修助成制度のご案内

この制度は、新潟市内の中小企業の優秀な人材の育成・確保を図るために、下記機関等で行う研修にかかる受講費用を助成するものです。

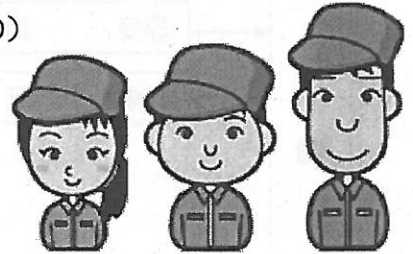
### ～助成対象機関～

中小企業大学校 (公財) にいがた産業創造機構 (NICO)

### ～助成対象者～

市内に工場がある製造業・新聞業・出版業の中小企業者

※ 中小企業者とは、「従業員300人以下」又は「資本金3億円以下」の会社等です。



### ～助成要件～

- ① 上記の中小企業者が有する市内の工場に勤務する者（役員、個人事業主を含む。）が受講する研修であること
- ② 研修の受講に要する経費（受講料及び往復旅費）が1講座1人につき2万円以上であること

### ～助成金額～

- ① 1講座1人につき受講に要する経費（受講料及び往復旅費）の50%以内（限度額20万円）  
※往復旅費について

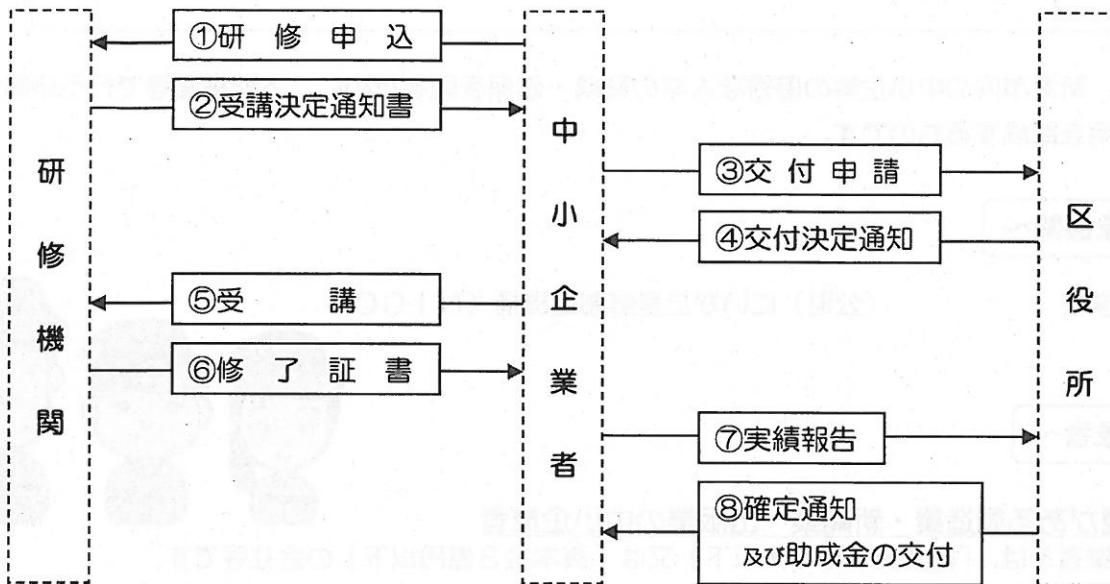
- ・市外での研修に参加する場合に対象となります。
- ・1企業で同一研修に複数名参加する場合、1人分のみ補助の対象となります。
- ・研修が連続した期間で行われる研修では1回分の往復旅費を対象（研修期間が分かれる場合はその期間ごと1回分の往復を対象）とします。

- ② 1企業1年度5講座かつ5人以内（千円未満切り捨て）

### ～申請窓口・お問合せ先～

区役所名	所在地	電話番号
北区役所 産業振興課	北 区 葛塚3197番地	025-387-1356
東区役所 地域課	東 区 下木戸1丁目4番1号	025-250-2170
中央区役所 地域課	中央区 学校町通1番町602番地1	025-223-7054
江南区役所 産業振興課	江南区 泉町3丁目4番5号	025-382-4809
秋葉区役所 産業振興課	秋葉区 程島2009番地	0250-25-5689
南区役所 産業振興課	南 区 白根1235番地	025-372-6505
西区役所 農政商工課	西 区 寺尾東3丁目14番41号	025-264-7630
西蒲区役所 産業観光課	西蒲区 巻甲2690番地1	0256-72-8407

～手続きの流れ～



～必要書類～

受講前（交付申請）

- 助成金交付申請書（市の書式）
- 申請者の概要（市の書式）
- 受講決定通知書（写し）
- 受講講座パンフレット（写し可）  
（受講機関・金額が明記されているもの）
- 受講料・旅費内訳書（市の書式）

受講後（実績報告）

- 助成事業実績報告書（市の書式）
- 助成事業の成果（市の書式）
- 受講修了証書（写し）
- 受講料払込領収書（写し）
- 受講料・旅費精算書（市の書式）
- 口座振替申込書（市の書式）

◎ 申請書式は新潟市役所ホームページよりダウンロードできます。

「新潟市ホーム」>「申請・届出の総合窓口（手続き検索/電子申請/様式ダウンロード）」より「新潟市研修助成制度（工業振興条例助成金）」で検索してください。

～その他～

○ 市以外から補助制度を受ける場合

他機関から補助を受ける場合は下記のとりの取り扱いとなります。

- ・他機関からの補助が受講費用の50%未満の場合、市の補助は通常通り50%となります。
- ・他機関からの補助が受講費用の50%以上の場合、受講費用からその補助額を差し引いた金額が市からの補助額となります。

○ 受講前（交付申請）の内容に変更が生じましたら、受講が始まる前に申請を行った窓口へご連絡ください。

# 新潟市中小企業生産性向上設備投資補助金

市内の製造業、新聞業、出版業の生産性向上に資する機械及び装置の設備投資を応援します。

## 補助対象者

市内の工場等(日本標準産業分類に掲げる製造業、新聞業、出版業に属する業の用に供する事業所)に設備投資を行う中小企業者\*

※中小企業者とは、製造業の場合、「従業員300人以下」又は「資本金3億円以下」の会社又は個人

※建設業、卸売業、小売業(製造小売業を含む)等は対象になりません。

業種については、日本標準産業分類をご確認ください。(総務省統計局ホームページ [http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/))

## 補助地域

新潟市全域

## 募集スケジュール

第一期：5月10日(水)～ 第二期：9月上旬～(予算の範囲内)

## 制度の概要

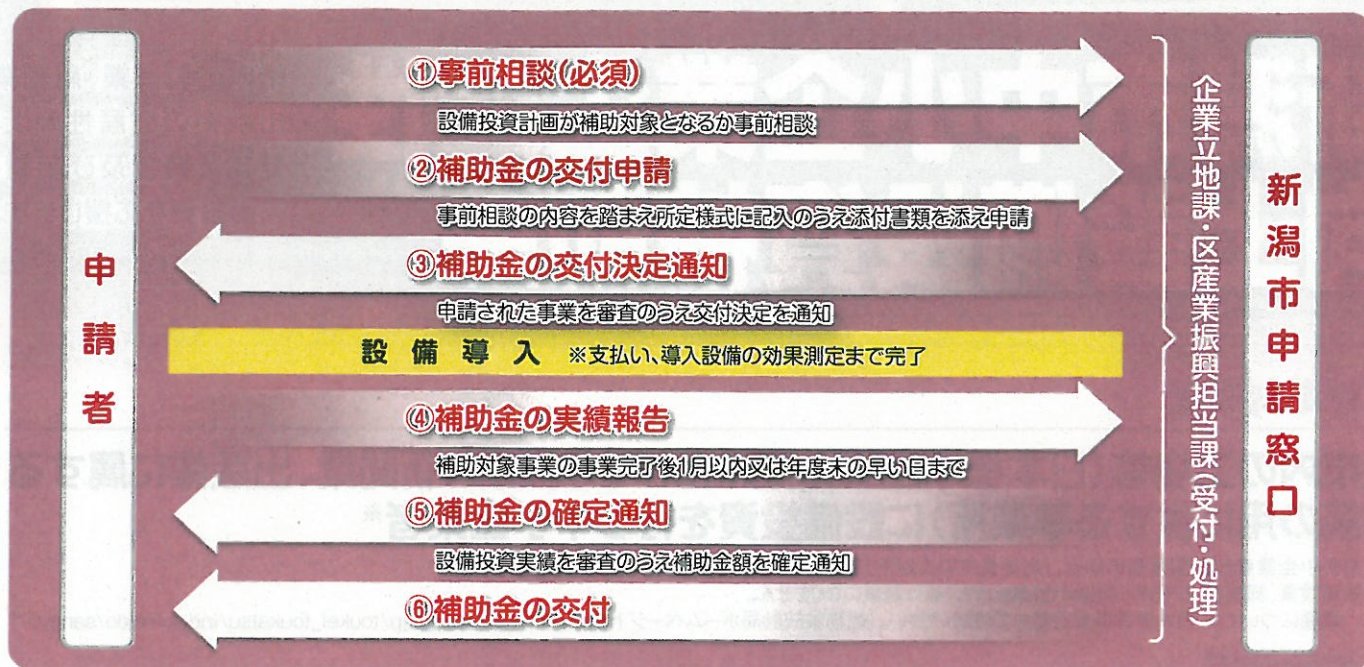
補助金限度額 ① + ② 500万円 (①基礎部分100万円+②加算部分400万円)

区分	対象要件	補助内容	
基礎部分 ①	「機械及び装置」の設備投資額160万円以上で、以下の項目のうち1項目以上に該当	設備投資額の10%を補助 (限度額100万円)	
	A 作業効率化：1%以上改善		D 省エネ効果：1%以上達成(燃費等)
	B 品質向上：歩留0.5%以上改善		E 市民常用雇用1名以上増加
	C IoT設備の導入		
加算部分 ②	「機械及び装置」の設備投資額が1,000万円を超え、以下の項目のうち、企業規模により2～3項目以上に該当	設備投資額から1,000万円を控除した額の20%を補助 (限度額400万円)	
	(1) 中小・小規模製造業(従業員300人未満かつ資本金3億円未満)：2項目以上		
	(2) 中堅製造業 (従業員300人以上または資本金3億円以上)：項目J(必須)に加え、2項目以上		
	F 作業効率化：5%以上改善		I 省エネ効果：5%以上達成(燃費等)
G 品質向上：歩留1%以上改善	J 市民常用雇用3名以上増加		
H IoT設備の導入			

## 事業期間

「機械及び装置」の発注前に事前相談・補助金交付申請を行い、交付決定後、発注、納品、請求、支払、運転を開始後、実績報告ののち補助金を交付。

申請にあたっては、事前相談が必須となります。



## 補助対象設備

### 以下の要件をすべて満たすもの

- 事業の用に直接供する法人税法施行令等(固定資産税の償却資産)の「機械及び装置(第2種)」に該当するもの  
構築物(第1種)、車両及び運搬具など(第3～5種)、工具・器具及び備品(第6種)は対象になりません。  
 太陽光発電設備など事業の用(製造など事業の本来の目的)に直接供しないものは対象になりません。
- 新潟市工業振興条例助成金などの交付を受けようとする工場等ではないこと。
- 国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により補助金の交付を受けようとする同一の設備でないこと。

## 提出書類

交付申請		実績報告	
申請期限	提出書類	報告期限	提出書類
設備取得の日の前日	(1) 事業計画書 (2) 取得予定の設備の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (3) 法人の登記事項証明書又は住民票 (4) 最新の決算書(写し)又は確定申告書(写し) (5) 交付要件に係る生産性向上指数の根拠となる数値がわかる信憑書類 (6) 対象設備設置予定箇所の写真	事業完了後30日以内又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日	(1) 実績報告書 (2) 取得した設備の明細書及び取得価額を明らかにする書類 (3) 取得した設備の納入日を明らかにする書類 (4) 取得した設備の保管状況を明らかにする書類 (5) 交付要件に係る生産性向上指数の根拠となる実績値の数値がわかる報告書類 (6) 申請年度の前年度の末日以前で直近の事業所別雇用保険被保険者台帳(写し)、増加常用雇用の住民票及び増加常用雇用者が反映された最新の事業所別雇用保険被保険者台帳(写し) <small>※交付要件中、増加常用雇用を選択した企業のみ</small> (7) 取得した設備の設置後の写真

**申請窓口** 制度については、下記窓口にお問い合わせください。

新潟市役所	企業立地課	中央区学校町通1番町602番地1	025-226-1689
中央区役所	地域課	中央区学校町通1番町602番地1	025-223-7054
北区役所	産業振興課	北区葛塚3197番地	025-387-1356
東区役所	地域課	東区下木戸1丁目4番1号	025-250-2170
江南区役所	産業振興課	江南区泉町3丁目4番5号	025-382-4809
秋葉区役所	産業振興課	秋葉区程島2009番地	0250-25-5689
南区役所	産業振興課	南区白根1235番地	025-372-6505
西区役所	農政商工課	西区寺尾東3丁目14番41号	025-264-7630
西蒲区役所	産業観光課	西蒲区巻甲2690番地1	0256-72-8407



中小製造業の設備投資

最大500万円

を支援!

# 中小企業生産性向上設備投資補助金 個別事前相談会を開催

中小製造事業者を対象に、生産性の向上につながる設備投資を支援する「中小企業生産性向上設備投資補助金」の申請を受け付けます。

申請には事前相談が必要です。特設会場で事前相談会を開催します。また、4月25日(火)以降は、区役所産業振興担当課でも事前相談を受け付けます。

日時	会場
4月25日(火)	市役所分館3階 企業立地課内 (中央区学校町通1番町602番地1)
4月26日(水)	午前 9:30-11:00
	東区役所 1階会議室A (東区下木戸1丁目4-1)
4月27日(木)	午後 1:00-4:00
	白根学習館 2階ルーム2 (南区田中383番地)
4月28日(金)	江南区役所 1階多目的ホール (江南区泉町3丁目4-5)
	北地区コミュニティセンター (北区名目所3丁目1129番地)

- ・特設会場の相談会は、予約不要です。
- ・内容はいずれも同じです。ご都合のよい会場へお越しください。
- ・会社概要、導入予定の機械設備の見積書をご持参ください。

## ◎補助制度の概要

- ・市内事業所に160万円以上の「機械および装置」を導入する工業者(製造業・新聞業・出版業)に対し、設備投資額の10~20%を補助。限度額500万円 1事業所あたり1回限り申請を受付
- ・申請受付は先着順、予算の範囲内で採択
- ・29年度内に設備導入、支払、運転開始し、実績報告の後に補助金を交付
- ・他補助制度との併用不可
- ・事業着手前の事前相談・補助金交付申請が必須